

原議保存期間5年
(平成30年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁総発第21号、丁人発第12号
平成25年1月10日
警察庁長官官房総務課長
警察庁長官官房人事課長

警察署協議会に対する懲戒処分事案の説明等について(通達)

「『警察改革の精神』の徹底のために実現すべき施策」に基づく各施策の着実な実施について(平成24年8月9日付け警察庁甲官発第222号ほか)においては、施策5として「非違事案等未然(再発)防止対策の強化」が掲げられており、早急に実施すべきものとして「警察署協議会からの意見聴取等」の施策が盛り込まれている。

同施策の趣旨は、警察署の職員の非違事案の概要及び再発防止対策等について、警察署協議会(以下「協議会」という。)に対して説明を行うとともに、再発防止対策等について協議会の意見を聴取することにより、事案を発生させた警察署の警察運営の在り方等を見直す契機とするほか、講じた再発防止対策について、管内住民の視点を踏まえて更なる改善措置を講ずることが可能となるなど、国民の声を活かした業務改革の推進に資するものである。

各位にあっては、下記に基づき、協議会に対する懲戒処分事案の説明を徹底し、協議会から忌憚^{たん}のない意見を聴取することにより、管内住民の視点に立った警察運営の更なる推進に努められたい。

記

1 説明の対象

警察署の職員の行為に係る懲戒処分のうち発表を行ったもの。

2 説明の時期

原則として、懲戒処分の発表後に開催される最初の協議会において説明すること。

3 協議会に対し説明を行う警察署

原則として、懲戒処分に係る警察署の職員が行為時に在籍していた警察署が協議会に対し説明を行うこと。

ただし、警察本部警務部門及び監察部門において、社会的反響が大きい事案等について、他の警察署の警察運営の在り方等の見直しに資すると認める場合は、他の警察署においても協議会に対し説明を行うこと。

4 説明要領

警察署長から協議会に対し、次に掲げる項目を含めて説明し、協議会から警察署の

警察運営の在り方、再発防止対策の改善策等について意見を聴取すること。

なお、説明に際しては、関係者のプライバシーその他の権利利益の保護並びに犯罪捜査及び公判への支障を及ぼさないよう、必要な配慮を行うこと。

- (1) 事案の概要
- (2) 処分の年月日及び内容
- (3) 事案の背景・原因
- (4) 再発防止対策（警察本部全体として行うもの及び警察署独自に行うもの）

5 協議会の意見を踏まえた措置

- (1) 警察運営の在り方等の見直し

警察署長は、協議会の意見を踏まえ、警察運営の在り方、再発防止対策等の見直しを積極的に推進すること。

- (2) 改善状況の協議会への説明

警察署長は、協議会の意見を踏まえ、警察運営の在り方、再発防止対策等を見直した場合は、後日開催される協議会でその改善状況について説明を行うこと。

6 その他

- (1) 警察署の負担軽減

上記4の説明に関する資料の作成等にあっては、警察本部監察部門が中心となって参考となる資料を作成し、警察署に提供するなど、警察署における業務負担の軽減を図るよう配慮すること。

- (2) 議事概要の公表

本施策に係る協議会の議事概要については、管内住民への説明責任を果たすため、警察運営に支障のない範囲内で、積極的に公表すること。